

答 申(案)

習志野市長 宮 本 泰 介 様

総政第170号により、本審議会に諮問がありました内容につきまして、次のとおり、答申します。

習志野市基本構想(素案)について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたします。

なお、基本構想の推進に向けた、今後の取組にあたっては、以下の意見のほか、本審議会の審議過程で各委員より出された意見について十分に留意していただきたい。

1. 市民との共有について

基本構想は、目指すべきまちの姿となる将来都市像を示し、市政全体の方針として、市民とともにまちづくりを推進していくための計画であり、市民生活を包括する市政理念となるものです。各々の立場からまちづくりに関与していくためには、本構想を市民と行政が共有することが必要になる。

従って、市民一人ひとりが本構想の意図するところを容易に理解し、各々の生活に関わる内容をイメージできるよう、公表する際には、ガイドの役割を担う概要版を作成するなど、分かりやすく伝えていただきたい。

2. 計画期間における柔軟な対応について

基本構想は、令和8年度から令和23年度までの16年間を計画期間としており、これまで以上に長期にわたる計画となります。自然災害の激甚化、グローバル化、デジタル化などが加速度的に進行している昨今では、その間に見込まれる社会経済情勢

の変化や市民ニーズに対応しながら、市政運営を行う必要がある。

16年間という長きにわたる計画期間であることを踏まえ、様々な時代の変化に対応していくため、分野ごとの具体的な施策を示す基本計画や、個別の事業計画を示す実施計画の策定にあたっては、時流を捉えた分析や市民意見聴取に積極的に取り組んでいただきたい。

令和 年 月 日

習志野市長期計画審議会 会長 山 岸 輝 樹